

議 第 96 号

令和 6 年 2 月 19 日提出

特定の事務を取り扱う郵便局の指定の一部変更について

特定の事務を取り扱う郵便局の指定の一部を次のように変更する。

熊本市長 大 西 一 史

特定の事務を取り扱う郵便局の指定（令和 5 年 3 月 15 日議決）の一部を次のように変更する。

第 3 項中「令和 6 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に改める。

（提出理由）

特定の事務を取り扱う郵便局の指定に係る事務の取扱期間を変更するため、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成 13 年法律第 120 号）第 3 条第 5 項において準用する同条第 3 項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。